

平成30年4月24日

教育委員会定例會議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第12号 臨時代理の承認を求ることについて
- 議第13号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求ることについて
- 議第14号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて
- 議第15号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求ることについて

議第12号

臨時代理の承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年4月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めるについて

本教育委員会は、草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則、草津市教育委員会事務決裁規程および草津市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令ならびに所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則、草津市教育委員会事務決裁規程および草津市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令ならびに所属職員の人事異動について

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則、草津市教育委員会事務決裁規程および草津市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令ならびに所属職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

平成30年3月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 事務局に次の課および係を置く。

教育総務課 総務係 施設係 中学校給食整備係

生涯学習課 生涯学習・青少年係 文化振興係

スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係

文化財保護課 文化財保護係

学校教育課 学校教育係 人権教育係 学事係

学校政策推進課 学校政策推進係

第4条第1項中「主監」の右に「を置き」を、「参事」の右に「、課長補佐」を、「副参事」の右に「、係長、副係長」を加え、同条第8項中「および副参事」を「、課長補佐、係長および副係長」に改め、同条第9項中「専門員」を「副参事および専門員」に改める。

(草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則(昭和58年草津市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「館長」の右に「、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐」を、「副館長」の右に「、係長、副係長」を加え、同表技術職員の項中「館長」の右に「、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐」を、「副参事」の右に「、係長、副係長」を加える。

(草津市立図書館管理規則の一部改正)

第3条 草津市立図書館管理規則(昭和58年草津市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「グループを定め、グループ長」を「係を定め、係長」に改める。

第6条第3項中「グループ長」を「係長」に改める。

(草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第4条 草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則(平成18年草津市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項および第3条中「子ども家庭部長」の右に「および建設部長」を加える。

別表中「(第2条関係)」を「(第2条第1項関係)」に改め、同表に次のように加える。

(仮称) 草津市立プール整備に係る計画の策定に関すること。	建設部の職員
-------------------------------	--------

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条（略） <u>（組織）</u> 第2条 事務局に次の課および係を置く。 <u>教育総務課 総務係 施設係 中学校給食整備係</u> <u>生涯学習課 生涯学習・青少年係 文化振興係</u> <u>スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係</u> <u>文化財保護課 文化財保護係</u> <u>学校教育課 学校教育係 人権教育係 学事係</u> <u>学校政策推進課 学校政策推進係</u>	第1条（略） <u>（組織）</u> 第2条 事務局に次の課を置く。 <u>教育総務課</u> <u>生涯学習課</u> <u>スポーツ保健課</u> <u>文化財保護課</u> <u>学校教育課</u> <u>学校政策推進課</u>
第3条（略） <u>（職の設置）</u> 第4条 事務局に教育部長、教育部副部長を置き、課、室に課長、室長を置く。ただし、必要に応じ事務局に政策監、教育部理事、主監 <u>を置き</u> 、課、室に参事、 <u>課長補佐</u> 、副参事、 <u>係長</u> 、 <u>副係長</u> 、専門員を置くことができる。	2 前項に規定する課において、事務の円滑な遂行のため、グループを定め、グループ長を置くことができる。 第3条（略） <u>（職の設置）</u> 第4条 事務局に教育部長、教育部副部長を置き、課、室に課長、室長を置く。ただし、必要に応じ事務局に政策監、教育部理事、主監、課、室に参事、副参事、専門員を置くことができる。
2～7（略）	2～7（略）

改正後（案）	現行
8 参事、課長補佐、係長および副係長は、課長および室長の命を受け、事務局の事務に参画するとともに、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。	8 参事および副参事は、課長および室長の命を受け、事務局の事務に参画するとともに、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。
9 副参事および専門員は、上司の命を受け、専門の事務を掌理するとともに、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。	9 専門員は、上司の命を受け、専門の事務を掌理するとともに、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。
10 (略)	10 (略)

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）

新旧対照表

改正後（案）		現行	
第1条～第2条（略） (補職名)		第1条～第2条（略） (補職名)	
第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。		第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。	
職名	補職名	職名	
事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部専門理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、 <u>室長補佐</u> 、 <u>課長補佐</u> 、 <u>所長補佐</u> 、 <u>館長補佐</u> 、副参事、副館長、 <u>係長</u> 、 <u>副係長</u> 、専門員、主査、主任、主事	事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部専門理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、副参事、副館長、専門員、主査、主任、主事
技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、 <u>室長補佐</u> 、 <u>課長補佐</u> 、 <u>所長補佐</u> 、 <u>館長補佐</u> 、副参事、 <u>係長</u> 、 <u>副係長</u> 、専門員、主査、主任、主事、栄養士	技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士
教員	教頭、主幹教諭、研究主事、教育研究所指導主事、副園長、総括教諭、副総括教諭、主任教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師	教員	教頭、主幹教諭、研究主事、教育研究所指導主事、副園長、総括教諭、副総括教諭、主任教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師
<u>付 則</u>			
この規則は、平成30年4月1日から施行する。			

草津市立図書館管理規則（昭和58年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 図書館に、事務の円滑な遂行のため、<u>係を定め、係長を置く</u>ことができる。</p> <p>第6条 館長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>2 館長が不在のときは、副館長がその事務を代決する。</p> <p>3 館長および副館長が不在のときは、所管の<u>係長</u>がその事務を代決する。</p> <p>4 前2項の規定により代決したときは、重要または必要と認められるものについては、速やかに館長の後閲を受けなければならぬ。</p> <p>第7条～第24条 （略）</p> <p>別記様式第1号～第2号 （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 図書館に、事務の円滑な遂行のため、<u>グループを定め、グルーブ長を置く</u>ことができる。</p> <p>第6条 館長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>2 館長が不在のときは、副館長がその事務を代決する。</p> <p>3 館長および副館長が不在のときは、所管の<u>グループ長</u>がその事務を代決する。</p> <p>4 前2項の規定により代決したときは、重要または必要と認められるものについては、速やかに館長の後閲を受けなければならぬ。</p> <p>第7条～第24条 （略）</p> <p>別記様式第1号～第2号 （略）</p>

草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則（平成18年教育委員会規則第10号）新旧対照表

新規則（案）	旧規則
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 子ども家庭部長および建設部長は、第1項の規定により、補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければならない。 (補助執行状況の報告)	3 子ども家庭部長は、第1項の規定により、補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければならない。 (補助執行状況の報告)
第3条 子ども家庭部長および建設部長は、前条の規定により補助執行した事務について、その執行状況を年1回教育委員会に報告するものとする。	第3条 子ども家庭部長は、前条の規定により補助執行した事務について、その執行状況を年1回教育委員会に報告するものとする。
<u>別表（第2条第1項関係）</u>	<u>別表（第2条関係）</u>
教育委員会事務	市長の事務 部局の職員
(略)	(略)
(仮称) 草津市立プール整備に係る計画の策定に關すること。	建設部の職員
<u>付則</u> <u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u>	

草津市教育委員会事務決裁規程および草津市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令

(草津市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 草津市教育委員会事務決裁規程(昭和52年草津市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

4 課長が不在のときは、参事を置く課にあつては所管の参事が、参事を置かない課にあつては所管の課長補佐が、課長補佐を置かない課にあつては所管の係長が、その事務を代決する。

第4条第2項中「課長代理およびグループ長」を「課長補佐および係長」に改める。

別表(1)共通決裁事項の表中

決裁権者						
教	教	教	課	課	グ	
育	育	育	長	長	ル	
長	部	部	副	理	一	
長	副	部	部	長	プ	
					長	

決裁権者						
教	教	教	課	課	係	
育	育	育	長	長	長	
長	部	部	副	部	副	
長	副	部	部	長	部	

」を 「に改め、同表事務の管理の部第9項中「グループ」を「係」に改め、同表組織および人事の部第3項中「グループ長」を「係長」に改める。

別表(2)個別決裁事項の表中

決裁権者						
教	教	教	課	課	グ	
育	育	育	長	長	ル	
長	部	部	副	理	一	
長	副	部	部	長	プ	
					長	

決裁権者						
教	教	教	課	課	係	
育	育	育	長	長	長	
長	部	部	副	部	副	
長	副	部	部	長	部	

」を 「に改める。

(草津市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正)

第2条 草津市教育委員会事務局事務処理規程(昭和41年草津市教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「グループ長」を「係長」に改める。

第3条第3項第1号中「担当グループ長」を「担当係長」に改める。

第4条中「担当グループ長」を「担当係長」に改め、同条第1号中「担当グループ」を「担当係」に改める。

第5条中「担当グループ長」を「担当係長」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年教育委員会訓令第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条（略） (代決)	第1条（略） (代決)
第2条 教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決する。 2 教育部長が不在のときは、教育部副部長がその事務を代決する。 3 教育部長および教育部副部長が不在のときは、課長がその事務を代決する。 <u>4 課長が不在のときは、参事を置く課にあつては所管の参事が、参事を置かない課にあつては所管の課長補佐が、課長補佐を置かない課にあつては所管の係長が、その事務を代決する。</u>	第2条 教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決する。 2 教育部長が不在のときは、教育部副部長がその事務を代決する。 3 教育部長および教育部副部長が不在のときは、課長がその事務を代決する。 <u>4 課長が不在のときは、課長代理を置く課にあつては課長代理が、課長代理を置かない課にあつては所管のグループ長が、その事務を代決する。</u>
第3条（略） (専決)	第3条（略） (専決)
第4条 教育長は、別表に掲げる事項について教育委員会の権限に属する事務を決裁し、市長の権限に属する事務を専決することができる。 2 教育部長、教育部副部長、課長、 <u>課長補佐および係長</u> は、別表に掲げる事項を専決することができる。	第4条 教育長は、別表に掲げる事項について教育委員会の権限に属する事務を決裁し、市長の権限に属する事務を専決することができる。 2 教育部長、教育部副部長、課長、 <u>課長代理およびグループ長</u> は、別表に掲げる事項を専決することができる。
第5条（略）	第5条（略）

改正後（案）							現行													
別表（第4条関係）																				
(1) 共通決裁事項																				
事務の種類	項目	決裁権者				合議先			備考											
		教長	教育長	教長	課長	課長	係長		教長	教育長	課長	グループ代理	会長							
事務の管理	(略)							(略)	(略)	(略)	(略)									
	9 係事務の処理方法および計画の決定						○													
	(略)							(略)	(略)	(略)	(略)									
組織および人事	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)	(略)									
	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)	(略)									
	3 課内の職員（係長以上を除く。）の配置の決定				○															

改正後（案）								現行							
	(略)					(略)	(略)		(略)					(略)	(略)
(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)
(2) 個別決裁事項								(2) 個別決裁事項							
組織名	事務の種類	項目	決裁権者			合議先	備考	組織名	事務の種類	項目	決裁権者			合議先	備考
			教 育 長	教 育 部 長	教 育 部 長	課 長	課 長				教 育 長	教 育 部 長	課 長	課 長	グ ル ー プ 長
						補 佐									代 理 人 員
(略)	(略)	(略)						(略)	(略)					(略)	(略)
(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）								(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）							
(略)								(略)							
<u>付 則</u>															
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。															

草津市教育委員会事務局事務処理規程（昭和41年教育委員会規程第7号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）
第2条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 文書取扱い責任者 課長の指名する <u>係長</u> をもつてあて、文書取扱い主任を指揮して課の文書の管理に当たる。	(1) 文書取扱い責任者 課長の指名する <u>グループ長</u> をもつてあて、文書取扱い主任を指揮して課の文書の管理に当たる。
(2) 文書取扱い主任 文書取扱い責任者が指名する職員をもつてあて、文書取扱い責任者の指揮を受け、文書の整理保管その他文書に関する日常業務を担当する。	(2) 文書取扱い主任 文書取扱い責任者が指名する職員をもつてあて、文書取扱い責任者の指揮を受け、文書の整理保管その他文書に関する日常業務を担当する。
第3条（略）	第3条（略）
2（略）	2（略）
3 文書取扱い責任者は、前項の規定により回付された文書のうち、次の各号に定める文書を、当該各号に定める者に回付する。 (1) 定例または軽易と認められる文書 <u>担当係長</u> (2) 前号に規定する文書以外の文書 課長	3 文書取扱い責任者は、前項の規定により回付された文書のうち、次の各号に定める文書を、当該各号に定める者に回付する。 (1) 定例または軽易と認められる文書 <u>担当グループ長</u> (2) 前号に規定する文書以外の文書 課長
第4条 担当の課長は、文書取扱い責任者から回付された文書を査閲し、次の各号により処理に必要な指示を記入し、 <u>担当係長</u> に回	第4条 担当の課長は、文書取扱い責任者から回付された文書を査閲し、次の各号により処理に必要な指示を記入し、 <u>担当グループ</u>

改正後（案）	現行
<p>付しなければならない。</p> <p>(1) <u>担当係</u>を明確に指示すること (2) 回答の要、不要を指示すること (3) 文書の処理期日を指示すること (4) 処理の大要について指示すること</p> <p>第5条 <u>担当係長</u>は、課長から回付された文書および文書取扱い責任者から回付された文書を、次の各号を記入の上担当者に回付しなければならない。ただし、文書取扱い責任者から回付された文書にあつては、必要に応じ前条各号に掲げる事項も記入しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第6条～第14条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>長</u>に回付しなければならない。</p> <p>(1) <u>担当グループ</u>を明確に指示すること (2) 回答の要、不要を指示すること (3) 文書の処理期日を指示すること (4) 処理の大要について指示すること</p> <p>第5条 <u>担当グループ長</u>は、課長から回付された文書および文書取扱い責任者から回付された文書を、次の各号を記入の上担当者に回付しなければならない。ただし、文書取扱い責任者から回付された文書にあつては、必要に応じ前条各号に掲げる事項も記入しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第6条～第14条 (略)</p>

人事異動内示

平成30年3月27日

草津市

新任	旧任	氏名	備考
○ 部長級			
総務部長兼法令遵守監	教育委員会事務局教育部長	明石 芳夫	
教育委員会事務局教育部長	環境経済部長兼上下水道部理事 (農業集落排水事業担当)	竹村 徹	
○ 副部長級			
総務部副部長(総括)	教育委員会事務局教育部副部長 (総括)	田中 義一	
教育委員会事務局教育部副部長 (総括)	会計管理者	堀田 智恵子	
教育委員会事務局教育部副部長 (学校教育担当) 兼学校教育課長 兼人権センター参事	教育委員会事務局学校教育課参事	畠 真子	昇格
○ 課長級			
まちづくり協働部市民課長兼総合 政策部情報政策課参事兼行政経営 課参事	図書館長兼南草津図書館長	北相模 政和	
子ども家庭部子ども家庭課参事	教育委員会事務局生涯学習課参事	吉田 万里	
子ども家庭部幼児課長兼子ども子 育て推進課参事	教育委員会事務局スポーツ保健課 長	岸本 久	
草津中央おひさまこども園長	中央幼稚園副園長	檜崎 香	昇格
志津幼稚園長	老人幼稚園長	北島 敬子	
老人幼稚園長兼子ども家庭部子 ども子育て推進課参事	大路幼稚園長	河井 明美	
常盤幼稚園長	志津幼稚園長	三上 弘美	
都市計画部都市再生課参事	教育委員会事務局教育総務課参事	川原 圭一	
都市計画部建築課参事兼建築・設 備係長兼建設部プール整備事業推 進室参事	都市計画部建築課参事兼環境経 済部廃棄物処理施設建設室参事兼 教育委員会事務局スポーツ保健課参 事	杉田 貢一	兼務
教育委員会事務局スポーツ保健課 長兼建設部プール整備事業推進室 参事	草津市コミュニティ事業団事務局 長(まちづくり協働部まちづくり 協働課付参事)	河合 裕明	

新任	旧任	氏名	備考
教育委員会事務局スポーツ保健課 参事	教育委員会事務局学校教育課参事 兼学校政策推進課参事	織田 泰行	
教育委員会事務局文化財保護課参事 兼文化財保護係長	教育委員会事務局文化財保護課参事	小宮 猛幸	兼務
草津宿街道交流館参事兼街道交流 係長兼史跡草津宿本陣参事	草津宿街道交流館参事兼史跡草津 宿本陣参事	岩間 一水	兼務
図書館長兼南草津図書館長	都市計画部交通政策課長	武村 彰	
図書館参事兼図書館副館長	常盤まちづくりセンター所長兼ま ちづくり協働課参事	田中 直樹	
教育委員会事務局学校教育課参事 兼人権教育係長	教育委員会事務局学校教育課参事	京近 武史	兼務
教育委員会事務局学校政策推進課 長	教育委員会事務局学校政策推進課 副参事	江竜 真司	昇格
○ 課長補佐級			
子ども家庭部幼児課副参事	常盤幼稚園副園長	山川 貴子	
草津中央おひさまこども園副園長	草津保育所総括保育士	柳原 光江	昇格
矢橋ふたばこども園副園長兼子ど も家庭部子ども子育て推進課副参 事	第六保育所副所長	左田野 篤子	
草津第二保育所副所長	矢橋ふたばこども園副園長	川口 順子	
常盤幼稚園副園長兼子ども家庭部 子ども子育て推進課副参事	大路幼稚園副園長	徳田 景子	
会計課課長補佐兼出納・審査係長	教育委員会事務局生涯学習課副参 事	上原 香織	
教育委員会事務局教育総務課課長 補佐兼施設係長	教育委員会事務局教育総務課副参 事	森下 康二	補職替
教育委員会事務局教育総務課課長 補佐兼中学校給食整備係長	教育委員会事務局教育総務課専門 員	片岡 節哉	昇格
教育委員会事務局生涯学習課課長 補佐兼文化振興係長	総合政策部秘書課専門員	山本 一成	昇格
教育委員会事務局学校教育課副参 事兼学校教育係副係長	教育委員会事務局学校教育課専門 員	野瀬 めぐみ	昇格
○ 係長級			
総合政策部秘書課秘書係長	教育委員会事務局生涯学習課専門 員	小島 裕久	

新任	旧任	氏名	備考
環境経済部資源循環推進課専門員 兼クリーンセンター専門員	学校給食センター専門員	吉田 勝彦	
草津中央おひさまこども園総括保育教諭	草津保育所総括保育士	鎌田 晓子	組織改
草津中央おひさまこども園総括保育教諭	子ども家庭部幼児課専門員	宇野 智子	
矢橋ふたばこども園総括保育教諭	第四保育所総括保育士	望月 純	
常盤幼稚園総括教諭	矢橋ふたばこども園総括保育教諭	黒田 美貴	
建設部プール整備事業推進室整備係長	総合政策部行政経営課専門員兼教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	島川 弘光	
建設部プール整備事業推進室整備係副係長兼建設部公園緑地課専門員	建設部公園緑地課主査兼教育委員会事務局スポーツ保健課主査	三田村 純	昇格
教育委員会事務局教育総務課総務係長	環境経済部商工観光労政課専門員	門脇 弦太	
教育委員会事務局生涯学習課生涯学習・青少年係長	都市計画部都市再生課専門員	宇野 康	
教育委員会事務局スポーツ保健課スポーツ推進係長兼建設部プール整備事業推進室専門員	教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	力石 知行	補職替
教育委員会事務局スポーツ保健課学校保健体育係長	教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	山田 律子	補職替
教育委員会事務局文化財保護課専門員	図書館専門員	吉田 邦彦	
図書館専門員	南草津図書館専門員	濱 加代子	
教育委員会事務局学校教育課専門員	教育委員会事務局学校政策推進課専門員	森 和昭	
教育委員会事務局学校教育課学事係長	教育委員会事務局学校教育課専門員	岸 紗代	補職替
○ 主査級			
草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	発達支援センター副総括保育士	勝島 香織	
草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	草津保育所副総括保育士	野田 陽子	組織改
草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	草津保育所副総括保育士	伊藤 華子	組織改

新任	旧任	氏名	備考
草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	第六保育所主任保育士	中川 椎	
草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	中央幼稚園主任教諭	宮崎 まりえ	組織改
矢橋ふたばこども園副総括保育教諭	第六保育所副総括保育士	南 由佳	
矢橋ふたばこども園副総括保育教諭	草津第二保育所副総括保育士	木戸 香里	
笠縫東こども園副総括教諭	常盤幼稚園副総括教諭	岩見 早紀	
笠縫東こども園副総括教諭	矢橋ふたばこども園副総括保育教諭	高谷 武志	
第四保育所副総括保育士	矢橋ふたばこども園副総括保育教諭	藤崎 恵子	
志津幼稚園副総括教諭	笠縫東こども園副総括教諭	木村 悠香	
山田幼稚園副総括教諭	草津保育所副総括保育士	田中 琢也	
笠縫幼稚園副総括教諭	大路幼稚園主任教諭	谷口 ゆかり	
常盤幼稚園副総括教諭	老上幼稚園副総括教諭	内村 美幸	
都市計画部交通政策課主査	教育委員会事務局学校政策推進課主任	山本 美稀	
都市計画部開発調整課主査	教育委員会事務局教育総務課主査	木下 祥吾	
建設部草津川跡地整備課主査	教育委員会事務局スポーツ保健課主査	寺尾 貴士	
建設部プール整備事業推進室主査	教育委員会事務局スポーツ保健課主査	中井 康雄	組織改
学校給食センター主査	建設部住宅課主査	植田 雄一	
○ 一般職級			
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	玉川幼稚園主任教諭	中井 真里	
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	草津保育所主任保育士	中村 真希	組織改
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	中央幼稚園主任教諭	都築 千暁	組織改
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	草津保育所主任保育士	木村 有琴	組織改
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	草津保育所主任保育士	大島 和佳	組織改

新任	旧任	氏名	備考
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	草津保育所主任保育士	杉原 菜央	組織改
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	矢橋ふたばこども園主任保育教諭	前田 由里	
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	第三保育所主任保育士	中島 千恵	
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	第六保育所保育士	新宮 里佳	
草津中央おひさまこども園保育教諭	笠縫東こども園教諭	新庄 あかり	
草津中央おひさまこども園保育教諭	草津第二保育所保育士	宇田川 瞳	
草津中央おひさまこども園保育教諭	草津保育所保育士	吉田 有紀美	組織改
草津中央おひさまこども園保育教諭	第六保育所保育士	森田 純子	
草津中央おひさまこども園用務員	草津保育所用務員	後藤 千秋	組織改
矢橋ふたばこども園主任保育教諭	草津保育所主任保育士	佐山 翔子	
矢橋ふたばこども園主任保育教諭	第六保育所主任保育士	井上 知里	
矢橋ふたばこども園保育教諭	笠縫幼稚園教諭	西松 優里	
笠縫東こども園主任教諭	玉川幼稚園主任教諭	佐田 愛実	
矢倉幼稚園主任教諭	大路幼稚園主任教諭	中井 愛	
老上幼稚園主任教諭	笠縫幼稚園主任教諭	吉田 古都乃	
老上幼稚園教諭	山田幼稚園教諭	辻 千晶	
玉川幼稚園主任教諭	矢倉幼稚園教諭	新井 真侑	
玉川幼稚園教諭	笠縫東こども園教諭	海野 のどか	
教育委員会事務局教育総務課主任	建設部住宅課主任	辻井 豪	
教育委員会事務局生涯学習課主任	上下水道部上下水道施設課主任	奥田 美雪	
教育委員会事務局生涯学習課主任	総合政策部職員課付主任（文部科学省派遣）	永井 美季	
教育委員会事務局スポーツ保健課主任	まちづくり協働部市民課主任	田平 沙彩	
教育委員会事務局学校政策推進課主任	建設部公園緑地課主任	岩崎 悠子	

(他機関からの職員分)

国への復帰職員

新任	旧任	氏名	備考
経済産業省	教育委員会事務局政策監	さき木 とうる 佐々木 亨	

新規採用

新任	氏名	備考
○ 一般職級		
草津中央おひさまこども園保育教諭	貝村 奈津樹 かいむら なつき	
草津中央おひさまこども園保育教諭	行方 遥 なめかた はるか	
矢橋ふたばこども園保育教諭	松嶋 優里 まつしま ゆり	
笠縫東こども園教諭	濱口 彩貴 はまぐち さき	
笠縫幼稚園教諭	上村 蓮樹 うえむら はづき	

再任用(平成30年度新規)

新 任	旧 任	氏 名	備 考
教育委員会事務局スポーツ保健課 参与		小寺 繁隆	
図書館主事		中村 卓之	

再任用(平成30年度異動)

新 任	旧 任	氏 名	備 考
草津中央おひさまこども園用務員 建設部プール整備事業推進室参与 兼総合政策部企画調整課参与兼草津市土地開発公社管理業務課参与	第三保育所用務員 教育委員会事務局スポーツ保健課 参与	播本 万里子 北中 建道	組織改

(滋賀県教育委員会による異動分)

新任	旧任	氏名
教育委員会事務局学校教育課参事 兼学校教育係長	滋賀県教育委員会	やまうち けんじ 山内 健嗣
教育委員会事務局学校教育課参事	志津南小学校教頭	かど れいこ 角 玲子
教育委員会事務局学校政策推進課 参事兼学校政策推進係長	高穂中学校教頭	さくた まさ代 作田 まさ代
教育委員会事務局学校教育課専門 員	常盤小学校教諭	たてばやし のぶひこ 建林 伸彦
教育委員会事務局学校教育課専門 員	草津第二小学校教諭	つきだ なおあき 築田 尚晃
教育委員会事務局学校教育課専門 員	玉川中学校教諭	あんどう まさやす 安東 雅恭
教育委員会事務局学校教育課専門 員（新田教育集会所）	松原中学校教諭	むらい ひさひで 村井 久英
教育委員会事務局学校政策推進課 専門員	笠縫小学校教諭	なだ まさのぶ 名田 雅信
教育委員会事務局スポーツ保健課 主査	志津小学校教諭	たにぐち げんた 谷口 弦太
教育委員会事務局学校教育課主査 (橋岡教育集会所)	老上西小学校教諭	やまなか ゆうや 山中 勇弥
教育委員会事務局学校教育課主査 (新田教育集会所)	山田小学校教諭	つかまさ のりひと 塙正 哲專
 (滋賀県教育委員会への復帰)		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課長兼 人権センター参事	高井 育夫
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校政策推進課 長	宇佐 恒浩
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参 事	楠見 丹生子
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参 事	柴原 力

(滋賀県教育委員会による異動分)

新任	旧任	氏名
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	宅間 信一
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員	北村 将
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員	木戸脇 美由紀
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員	前田 香
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（新田教育集会所）	萩原 伸浩
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（橋岡教育集会所）	田部 展朗
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課主査（新田教育集会所）	山本 尚司

議第13号

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年4月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育支援委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて
 次の者を、草津市教育支援委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則
 (平成25年草津市教育委員会規則第2号) 第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分	委嘱(任命)する者	備考
学識経験を有する者	畠 憲一	大津市ことばの教室指導員OB
	宮島 智子	草津市医師会(医師)
	間山 健太郎	草津市医師会(医師)
	吉川 民子	臨床心理士
	村田 早知子	NPO 草津手をつなぐ育成会
その他教育委員会が必要と認める者	庄司 和樹	滋賀県立草津養護学校教頭
	古日山 守栄	滋賀県立草津養護学校教諭
	川居 正人	滋賀県立聾話学校教頭
	時岡 善也	山田小学校長
	伊庭 靖二	新堂中学校長
	三上 弘美	常盤幼稚園園長
	檜崎 香	草津中央おひさまこども園園長
	齋藤 英樹	新堂中学校教諭
	大町 一仁	老上西小学校教諭
	脇坂 幸子	新堂中学校 通級指導教室教員
	太田 恵	渋川小学校 通級指導教室教員
	小川 絹子	山田小学校 通級指導教室教員
	掛田 みちる	南笠東小学校 通級指導教室教員
	安岡 文代	老上中学校 通級指導教室教員
	石本 潤子	草津市ことばの教室指導員
	森野 裕美	
	清水 奈津子	
	佐藤 恒子	
	三川 千種	発達支援センター専門員
	劉 爽朗	発達支援センター発達心理相談員
	大西 墨	発達支援センター発達心理相談員
	里村百合子	発達支援センター言語聴覚士
	山崎 彰子	発達支援センターソーシャルワーカー
	谷村 悅子	発達支援センターソーシャルワーカー
	田中 詩子	発達支援センターソーシャルワーカー

任期：平成30年5月1日～平成31年3月31日

○草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市教育支援委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒（以下「特別な支援を必要とする幼児等」という。）に対する就学支援その他の教育支援に関し必要な事項についての調査審議ならびに特別な支援を必要とする幼児等の保護者、学校関係者等との相談に関する事務	30人以内

○草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育支援委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市教育支援委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日 まで

議第14号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年4月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱（任命）する者	備 考
保健医療関係者	橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 結核専門医師
保健医療関係者	笠井 康史	草津栗東医師会の代表
学校教育関係者	日夏 麻美	草津市小・中学校養護教諭の代表
関係行政機関の職員	荒木 勇雄	南部健康福祉事務所（草津保健所）の代表

任期 平成30年5月1日～平成31年3月31日

○草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内

○草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 スポーツ保健課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで

議第15号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年4月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市学校運営協議会委員の委嘱について
 次の者を、草津市学校運営協議会委員に委嘱することにつき、草津市学校運営協議会規則
 第6条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分	委嘱する者	備考
老上西小学校	伊庭 健治	老上西学区まちづくり協議会会长
	永元 種吉	老上西学区社会福祉協議会会长
	岸本 修一	老上西学区教育振興会会长
	岡本 耕一	老上西学区わんぱくプラザ実行委員長
	宇野 四郎	老上西農業合校代表
	夏田 奈々子	老上西小学校保護者代表
	草川 愛	老上西小学校 P.T.A.会長
	対象学校の校長	片山 善久
	対象学校の教職員	廣瀬 智彦
	対象学校の運営に資する活動を行う者	杉田 信一
玉川小学校	武井 美代	老上西小学校地域コーディネーター
	中野 宗城	玉川学区まちづくり協議会会长野路町内会長
	杉本 文司	玉川学区スクールガード代表
	山本 純子	玉川学区民生委員児童委員代表
	平井真理子	玉川学区民生委員児童委員代表
	奥井さよ子	玉川学区青少年育成学区民会議会長
	保護者	堀江 尚子
	対象学校の校長	宇佐 恒浩
	対象学校の教職員	小野澤祐子
		川那辺 卓
		伊藤 真治

区分	委嘱する者	備考
南笠東小学校	学識経験者	棚橋 幸男 学識経験者 青少年育成学区民会議会長 麻植 美弥子 学識経験者 元草津市教育委員
	地域の住民	中尾 修 南笠東小学校子ども安全リーダー
		岡田 やよい 南笠東学区民生委員
		山田 紗代 草津市少年補導委員学区幹事
	その他教育委員会が 適当と認める者	浅井 利治 南笠東まちづくりセンター所長
	保護者	箱崎 紗和子 南笠東小学校PTA会長
	学識経験者	柳川 久美子 学識経験者 地域コーディネーター
	対象学校の校長	西村 洋 南笠東小学校校長
	対象学校の教職員	上原 忠士 南笠東小学校教頭
		岩本 宏子 南笠東小学校教務主任
		山本 泰彦 南笠東小学校地域コーディネーター担当教師
老上小学校	学識経験者	石本 政雄 コミュニティスクール老上小学校委員長
	地域の住民	田村 勝美 老上まちづくり協議会 会長
		山本 幹雄 同和教育推進協議会 会長
		飯沼 昭男 老上学区民生委員・SOS委員会 会長
	保護者	藤本 明子 老上小学校花ボランティア「ルンルン」代表
		左近 美保子 老上小学校前PTA本部役員・保護者
	対象学校の運営に資 する活動を行う者	磯嶋 玲子 老上小学校現PTA本部役員
		早川 名帆子 老上小学校地域コーディネーター
	対象学校の校長	山崎 賢 老上小学校校長
	対象学校の教職員	成田 陽子 老上小学校教頭
		宮永 壮弘 老上小学校地域協働合校担当教諭

区分	委嘱する者	備考
矢倉小学校	地域の住民	中谷 緑郎 矢倉学区まちづくり協議会会长
	学識経験者	柳川 久美子 矢倉小学校元校長
	地域の住民	植野 宗治 矢倉学区元民生委員児童委員
		畠木 都 矢倉学区民生委員児童委員
	保護者	配川 順子 矢倉小学校H29年度PTA会長
	保護者	桐村 紘理子 矢倉小学校H29年度PTA本部役員保護者
	対象学校の運営に資する活動を行う者	奥井 照夫 矢倉小学校地域コーディネーター
	対象学校の校長	大林 道範 矢倉小学校校長
	対象学校の教職員	小幡 明美 矢倉小学校教頭
		澤 節生 矢倉小学校教務主任
		中川 幸子 矢倉小学校地域連携担当教諭
常盤小学校	地域の住民	上寺 和親 地域協働合校推進委員会 委員長
		安井 正一 人と地域が輝く常盤協議会会长
	学識経験者	馬場 久昭 市内元小学校長 市立教育研究所元所長
		稻垣 保善 市内元小学校長 市立教育研究所前所長
	保護者	三好 たえ 常盤小学校PTA会長
		中島 由里子 常盤小学校前PTA会長
		中谷 美希 常盤小学校元PTA副会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	木下 征三郎 常盤小学校地域コーディネーター
	対象学校の校長	橋詰 雅章 常盤小学校校長
	対象学校の教職員	中村 真理子 常盤小学校教頭
		曾我部 知奈美 常盤小学校教諭

区分	委嘱する者	備考
渋川小学校	学識経験者	中川 きよ美 元小学校長
	地域の住民	中村 繁樹 渋川学区まちづくり協議会会長
		森下 治 渋川学区まちづくり協議会子ども育成部会長
		北川 真造 渋川ビオトープの会会长
	保護者	中島 美保子 渋川小PTA会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	澤村 忍 渋川小学校地域コーディネーター
	対象学校の校長	清水 康行 渋川小学校校長
	対象学校の教職員	山田 容子 渋川小学校教頭
		草野 伸介 渋川小学校教諭
		中村 大輔 渋川小学校教諭

任期 : 平成30年4月24日～平成31年3月31日

草津市学校運営協議会規則（抄）

（委員の委嘱または任命）

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が適當と認める者

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。